

倶知安厚生病院の減床について

倶知安厚生病院の急性期から回復期への転換及び15床の減少については、令和5年3月開催の地域医療構想調整会議において協議し、病床機能の転換及び減床について、ご承認いただいているところ。

病床稼働状況を踏まえて、減床については前倒しすることとし、令和5年11月1日を予定している。

(当初)

区分	一般病床 急性期	一般病床 回復期	一般病床 慢性期	療養病床 慢性期	精神	感染症	計
現行	118	54			40	2	214
R6.11(予定)		157			40	2	199



(変更後)

区分	一般病床 急性期	一般病床 回復期	一般病床 慢性期	療養病床 慢性期	精神	感染症	計
現行	118	54			40	2	214
R5.11(予定)	103	54			40	2	199
R6.11(予定)		157			40	2	199

(参考)

地域医療構想における協議

医療法

第七条の三 都道府県知事は、病院の開設の許可又は病院の病床数の増加の許可の申請(療養病床等に関するものに限る。)があつた場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における第三十条の四第二項第七号イに規定する将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、当該申請をした者(以下この条において「申請者」という。)に対し、当該構想区域において病院の開設又は病院の病床数の増加が必要である理由その他の厚生労働省令で定める事項(以下この条において「理由等」という。)を記載した書面の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、理由等が十分でないとき、申請者に対し、第三十条の十四第一項に規定する協議の場合における協議に参加するよう求めることができる。

8 前各項の規定は、診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請について準用する。この場合において、第六項中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第三項」と、前項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と読み替えるものとする。